

診療報酬加算について

患者様へのご案内

当院の診療報酬加算については以下の通りになります。

医療情報取得加算

オンライン資格確認を行う体制を有して質の高い診療を実施するため、当院を受診される患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っています。

在宅医療 DX 情報活用加算

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い在宅や訪問看護等を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して在宅医療を行っています。

地域包括診療加算、生活習慣病管理料（Ⅱ）

相談支援専門員からの相談に適切に対応します。

患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付します。